

(1)

さくら 農業委員会だより

平成20年1月発行

第76号

発行 佐倉市農業委員会

〒285-8501

佐倉市海隣寺町97

佐倉市ホームページ

(<http://www.city.sakura.chiba.jp>)

のメニューの「Web市役所」の
「委員会事務局」をクリックする
とご覧いただけます。

☎ 043-484-6285(直通)



「農地・水・農村環境保全向上活動支援事業」の一環として、臼井田環境保全会の指導のもと、
臼井地区の低地排水路に菜の花のタネをまく臼井小の生徒さんたち。

主な内容

- ☆ 新年のごあいさつ…………… 2 頁
- ☆ 年金加入者の紹介…………… 3 ~ 4 頁
- ☆ 県外視察研修について ほか…………… 5 頁
- ☆ 農業委員会からのお知らせ…………… 6 頁



(本紙は、古紙配合率100%再生紙を使用しています。)

新年のごあいさつ

佐倉市農業委員会

会長 岩井 正一



肉の輸入再開など、これらの諸問題は有効な対策が打ち出されておらず、また一方で、輸入農産物の残留農薬問題、卸業者による食品の偽装表示など消費の側だけしか見ていいような事態も発生してお

り、誠に憂うべき状況です。社会、経済情勢の変化によるもの、と一言で言つてしまふのは簡単ですが、「安全な農産物の提供」と「安定した農業経営の継続」とは本来並び立つものだと私は考えます。日々経営努力を続けておられる生産者の皆様に対して期待のもてる施策を望むところです。

新年あけましておめでとうございます。

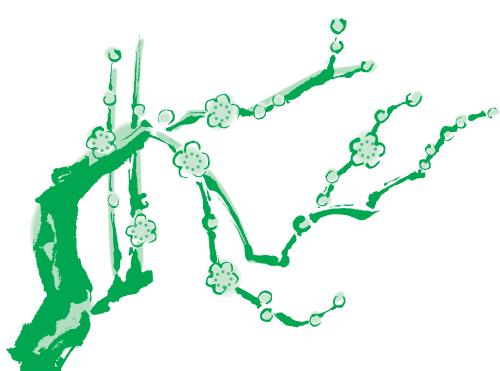
謹んで新春のお慶びを申し上げます。

農家の皆様方には当委員会の活動の推進につきまして、多大なるご協力とご理解をいたしておりますことに御礼申し上げたいとおもいます。

経済不況が長びくことで農政関係にも影響が及んでいることは、よくご存知のことと思います。米価の低調、引き続きの米の生産調整政策、又、安全性に疑問が残る米国産牛

映できるように努めてまいります。

皆様の変わらないご支援をお願い申し上げまして、新年のご挨拶といたします。



農業委員一同（議席順）

志田善政	(臼井田)	大川悦司	(下勝田)
栗原 隆	(吉見)	勝田治子	(海隣寺町)
鈴木孝市	(上座)	篠原久幸	(内田)
田中和廣	(太田)	平井秋夫	(神門)
田中資造	(木野子)	三門増雄	(青萱)
中村正美	(直弥)	田中和廣	(太田)
土屋幸文	(飯塚)	中村正美	(直弥)
荒川重雄	(大佐倉)	清水志津夫	(下志津)
大森昇	(江原)	大森昇	(江原)
細谷壽雄	(吉見)	清宮利行	(岩名)
桐生政廣	(中志津)	桐生政廣	(中志津)
岩井正一	(飯田)	中村照治	(坂戸)
中村照治	(坂戸)	岩井正一	(飯田)

農業者年金加入のおすすめ

～農業者年金で老後生活の安定を～



老後の生活費は国民年金だけで大丈夫でしょうか。自分の老後生活は自ら準備し守らなければなりません。将来の生活費の不足分を補うため農業者年金に是非ご加入ください。農業者年金は、農業者のための農業者の年金です。あなたの老後の豊かな暮らしを応援します。

(農業者年金はメリットがたくさん)



1. 積立方式で少子高齢化に強い制度です。

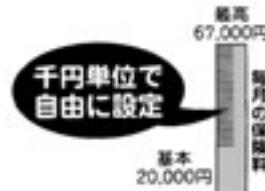
自分の年金原資を自分で積み立て、運用益を含めて将来年金として受給するため、加入者・受給者に左右されない安定した制度です。



国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は、誰でも、いつからでも加入できます。

3. 保険料の額は自由に決められます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます。(月額20,000円から67,000円まで千円単位で選択)途中いつでも、何度でも見直すことができます。

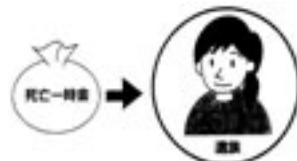


4. 80歳までの保証がついた終身年金です。

仮に加入者・受給者が80歳前になくなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった年金が、死亡一時金として遺族に支給されます。

5. 税制面でのメリットがあります。

支払った保険料の全額が所得税の社会保険料控除の対象になります。



6. 認定農業者等には保険料の助成があります。

一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります。

ただし、この補助額は特例付加年金の原資となり、特例付加年金を受給するには農地等の経営継承が必要です。

加入の申し込みやご相談については、農業者年金基金か農業委員会(484-6285)またはJAいんば(486-3331)にお問い合わせください。

「私も農業者年金に加入しました」

年金制度を評価し、 後継者が加入



農業者年金で 老後の安心



飯塚の嶋田勇雄さん一家（奥さん、息子さんは、10年前から、施設野菜（トマト）から施設花卉に経営を変更。

認定農業者制度について、市農政課より説明を受ける。認定農業者になつた場合のメリットなどから、平成19年1月に認定農業者となり、翌月に、家族協定も締結した。

勇雄さん（52歳）は、お父さんの幸雄さんが、現在、国民年金と農業者年金の両方を受給していることもあり、老後の安心のためには国民年金の上乗せ年金が必要と実感した。農業者年金について説明を聞きたいと思っていたところへ、農業委員会より加入促進にきたとのこと。

説明を受けた勇雄さんは、農業者年金の保険料が全額社会保険料控除になることや政策支援で国の補助が受けられることなどのメリットに魅力を感じ、農業者年金加入を考えたが、今からでは政策支援は受けられないとのことであつたため、それなら、後継者である息子（雄一さん）の老後の安心のため、今から貯金をするつもりで加入了したほうが良いのではと、加入を勧めてくれた。

息子も結婚が決まっているので、お嫁さんにも加入するよう話したいと語っていた。

兼坂真樹夫（父）さん・真人（子）さんご一家は中玉トマトのハウス栽培を中心とした専業農家。鈴木英市（父）さん・健一郎（子）さんご一家は水稻中心の専業農家です。それぞれのお父さんは旧制度に加入していましたが、旧制度では年金給付に必要な費用を、その時々の現役世代の保険料でまかねう方式で、年金財政が悪化したことに対し不安を感じ、新制度には加入しなかつたとのこと。今回後継者の息子さんの加入推進に伺い、新制度が、自分が積み立てた保険料とその運用実績が、自分が受け取る年金額として返つてくるという積立方式に変わったことや、一般的な個人年金と違い手数料等がかからないため、運用益がそのまま加入者に返つてくること。またお父さんが認定農業者で、青色申告をしており、その父と家族経営協定を結んでいることによつて、息子さんの保険料を国が二分の一支援してくれることや、年金の保険料の全額が社会保険料控除になり、節税効果も大きいこと等を話したところ、新制度の有利性と後継者の将来を考え、それぞれ息子さんに加入について勧めてくれた。

また、旧制度では途中で死亡した時の一時金は、加入年数が足りないと支給されなかつたり、年金給付総額も少なかつたが、新制度では、加入期間の制限がなく、例え何ヶ月しか加入していなくても、その原資に対し年金という形で支給されること。また、仮に80歳前に本人が死亡した場合にも本人が80歳までに受け取れるはずであった年金が、一時金として家族に支払われることについても、評価をいただき加入の運びにいたつた。鈴木さんは今後この制度をもっと他の人にも伝えてくれると、心強い言葉をいただいた。



農業委員県外視察研修

平成19年11月29日～30日に、農業委員14名の参加による県外研修が実施されました。

一日目は、山梨県身延町宮木地区の集落営農への取組み、二日目は、同県甲州市の自然休養村事業を視察しました。

身延町は、昭和40年代から過疎化が始まり、また、高齢化も急速に進んでおり、山間部における非効率な小規模農地という条件も相まって、後継者不足や耕作放棄地の増加といった問題を抱えています。

「宮木農業振興組合」では、問題の解決として、集落営農を取り入れてきました。集落営農は、組織化や運営など大きな労力がかかりますが、互いに助け合い、農作業効率を高めるには、集団化が必要という結論に達したそうです。



しかし、後継者問題は解決の糸口が見えず、皆健康で長生きするしかないと元気な顔でお話を頂きました。

甲州市の「ぶどうの丘センターア」は、自然休養村事業で整備され、地域農業的一大拠点となつております。また、甲府盆地

を一望する高台にあり、観光名所にもなっています。

佐倉市の「草ぶえの丘」も同事業での整備であります。

視察地区と佐倉市とでは、自然環境や経済環境等異なる点も多く、そのまま取入れることは難しいですが、今後の農業振興の参考に出来ればと思います。

農業新聞のご購読を!!

全国農業新聞は、全国農業會議所が刊行している農家のため情報誌です。

(1)わかりやすい農業・農政記事の解説。

(2)経営・流通に関する情報が豊富。

など、経営に役立つ情報がいろいろ出ております。

ご購読を検討されてはいかがでしょうか。

毎週一回、金曜日発行で購読料は月額600円です。

購読を希望される方は農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。

(農業委員会事務局
043-484-6285)



休耕地の管理は適切に!!

これから春先の播種の時期に向けて、耕作地の管理状況はいかがでしようか。

休ませている土地もあるとおもいますが、定期的な草刈り等は大切です。

雑草などの繁殖は耕起を行なう際などの障害の原因にもなり、又、思わぬ事故の誘発や病害虫の発生をまねくことも考えられます。

そのことがひいては近隣の農地や住民の方々への負担ともなりかねません。

皆様のご配慮をお願いいたします。



農地の権利の移動・設定・転用には 手続きが必要です。

安心して農地の貸し
借りをしましよう

・農地を農地として利用する場合

権利の設定・移転をする場合には、農業委員会への手続きが必要です。

【許可申請受付期間】
毎月6日～10日（最終受付日が閉庁日の場合は、その前の開庁日。最終受付日以降の申請は、翌月分扱い。）

・農地を農地以外の用途に使用する場合

農地以外の使用には、市街化調整区域の場合は知事の許可、市街化区域の場合は農業委員会への届出が必要です。
※農地以外の使用とは、農地を住宅・倉庫などの施設の用地にしたり、駐車場・資材置場などの用地にする行為。また、田を埋め立てて畑にするなど、一時的に耕作できなくなる農地造成なども含まれます。

【許可申請は余裕をもって】

申請書、添付書類に不備や不足があると受け付けできません。不明な点については、事前に農業委員会までご相談ください。

農業委員会（農地班）
043-484-6181



【違反転用者（所有者を含む）には厳しい措置がとられます】

無許可で農地を転用したり、事業計画どおりの転用をしていないと、工事の中止や原状回復などの命令がなされたり、3年以下の懲役または罰金（300万円以下）が科せられる場合があります。

「農地の管理をどうしようか」という不安や「農地を借りて経営を規模拡大したいが」というような意向をお持ちの方は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業で貸し借りをすれば安心です。手続きも簡単にできます。

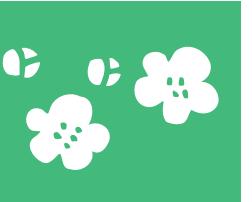
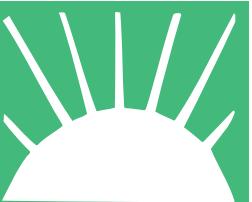
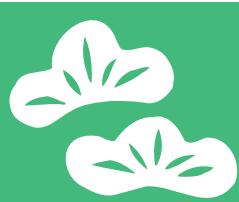
農地の貸し借りは、耕作できない人と経営規模を拡大したい人等が、協議をしそれが整いましたら、申出書を作成することになります。

手続きの方法など詳しくは、以下へお問い合わせ下さい。

※「問い合わせ先」

- 地区の農業委員
- 農政課（地域農業推進班）
(043-484-6147)
- 農業委員会（農業振興班）
(043-484-6285)

謹
賀
新



本年も宜い
お願い
申上げます。